

平成30年(行ウ)第184号 環境影響評価書確定通知取消等請求事件

原 告 [REDACTED]ほか11名

被 告 国(処分行政庁) 経済産業大臣

証拠説明書

令和元年11月22日

大阪地方裁判所第2民事部合議1係 御中

被告指定代理人 溝 口 優 [REDACTED]

近 成 弘 樹 [REDACTED]

西 島 久美子 [REDACTED]

田 上 博 道 [REDACTED]

略語は、準備書面等の例による。

号 証	標 目 (作 成 者)		作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙10	電気事業分野における地球温暖化対策について(環境省)	写し	平成 28. 2. 9	経産大臣と環境大臣が2030年度に向けた地球温暖化対策の今後の取組について、平成28年2月に合意したこと及びその内容
乙11	工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準(経済産業省告示第66号)	写し	平成 21. 3. 31 (制定)	省エネ法に基づく政策的対応の内容
乙12	火力発電に係る判断基準ワーキンググループ最終取りまとめ(経済産業省)	写し	平成 28. 3. 29	省エネ法が規定するベンチマーク指標等の設定根拠
乙13	「非化石エネルギー源の利用に関する電気事業者の判断の基準」(平成28年経済産業省告示第112号)	写し	平成28年	高度化法に基づく政策的対応の内容
乙14	計画段階環境配慮書の送付(株式会社神戸製鋼所)	写し	平成 26. 12. 15	経産大臣が本件配慮書を受理したこと
乙15	株式会社神戸製鋼所「神戸製鉄所火力発電所(仮称)設置計画計画段階環境配慮書」に係る意見照会について(回答)(環境大臣)	写し	平成 27. 2. 20	本件配慮書に対する経済産業大臣宛ての環境大臣意見
乙16	環境影響評価方法書届出書(株式会社神戸製鋼所)	写し	平成 27. 6. 30	経産大臣が本件方法書を受理したこと
乙17	環境影響評価方法書についての意見の概要等届出書(株式会社神戸製鋼所)	写し	平成 27. 8. 31	本件方法書についての住民等意見の概要と事業者の見解

乙18	株式会社神戸製鋼所「神戸製鉄所火力発電所（仮称）設置計画環境影響評価方法書」に対する通知について（経済産業大臣）	写し	平成 27.12.4	経産大臣が本件方法書について勧告をする必要がない旨の通知をしたこと
乙19	乙第18号証に係る決裁文書（経済産業省）	写し	平成 27.12.3 (決裁)	本件方法書に対する兵庫県知事の意見を勘案した上で、経産大臣が本件方法書について勧告を行わないと判断した理由等
乙20	環境影響評価準備書届出書（株式会社神戸製鋼所）	写し	平成 29.7.10	経産大臣が本件準備書を受理したこと
乙21	環境影響評価準備書についての意見の概要等届出書（株式会社神戸製鋼所）	写し	平成 29.9.15	本件準備書についての住民等意見の概要と事業者の見解
乙22	環境影響評価準備書についての意見の概要等届出書の一部補正について（株式会社神戸製鋼所）	写し	平成 30.1.24	本件準備書についての住民等意見の概要と事業者の見解について一部補正が行われたこと
乙23	神戸製鉄所火力発電所（仮称）設置計画環境影響評価書（抜粋）（株式会社コベルコパワー神戸第二）	写し	平成30.5月	本件評価書におけるPM2.5についての事業者の対応
乙24	微小粒子状物質に係る環境基準の設定について（答申）（環境省水・大気環境局）	写し	平成 21.9.3	PM2.5に係る環境基準の設定にあたって中央環境審議会が行った答申の内容、同基準の設定に伴う課題が示されていたこと等
乙25	微小粒子状物質の国内における当面の排出抑制策の在り方について 中間とりまとめ（中央環境審議会大気・騒音振動部会微小粒子状物質等専門委員会）	写し	平成27.3月	中央環境審議会における排出抑制策の検討状況

乙26	環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会報告書（環境省総合環境政策局）	写し	平成24. 3月	平成24年の環境アセス法に基づく基本的事項についての技術検討委員会における点検において、技術的な制約からPM2.5の「予測・評価」に困難な面があるなどと指摘されていたこと
乙27	基本的事項等に関する論点整理（案）（第2回環境影響評価法に基づく基本的事項に関する技術検討委員会 資料3）	写し	平成30. 8. 6	PM2.5を評価項目（参考項目）とする必要がある旨の地方公共団体の意見があつたこと
乙28	環境影響評価法に基づく基本的事項に関する技術検討委員会報告書（環境省）	写し	平成30. 11月	平成30年の環境アセス法に基づく基本的事項についての技術検討委員会における点検において、PM2.5を評価項目（参考項目）に加えるべきとはされず、技術手法の開発を進めるべきとされたこと